

岩手県選挙管理委員会告示第61号

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年7月15日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程（平成6年岩手県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 前項の届出は、<u>様式第1号</u>により行わなければならない。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等)</p> <p>第2条 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の確認を受けようとする場合には、県選挙管理委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の確認申請書は、様式第2号により作成し、同項の確認は、様式第3号による確認書を用いて行うものとする。</u></p> <p>(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ<u>様式第4号、様式第5号及び様式第6号</u>により作成しなければならない。</p> <p>(請求書の提出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の請求書は、<u>様式第7号</u>により作成しなければならない。</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 前項の届出は、<u>別に定める様式による契約届出書</u>により行わなければならない。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等)</p> <p>第2条 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の確認を受けようとする場合には、県選挙管理委員会に対し<u>別に定める様式による確認申請書</u>を提出しなければならない。</p> <p>2 <u>県選挙管理委員会は、前項の確認をしたときは、別に定める様式による確認書を交付するものとする。</u></p> <p>(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ<u>別に定める様式</u>により作成しなければならない。</p> <p>(請求書の提出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の請求書は、<u>別に定める様式</u>により作成しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第7号までを削る。

附 則

この告示は、平成28年7月15日から施行する。